第百二十七条の二の見出し中「商法」を「会社法」に改める。

第百三十一条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

第百四十七条第二号中「第九十八条第二項」の下に「、第百一条の二第四項」を加える。

附則第六条の二の四中「及び附則第八条の二第一項」を「、附則第八条の二第一項及び附則第十五条の二から第十五条の五まで」に改める。

附則第七条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関等」を「破綻金融機関」に、「破綻金融機関」を「破綻金融機関等」に、「事業又は」を「事業若しくは」に改め、「債務」の下に「又は移管措置（附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債」を、「資産」の下に「又は同条第七項に規定する措置により協定後勘定に移した資産」を「協定（」の下に「附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、」を加え、同項第二号中「補てん」を「補塡」に改め、同項第二号の二中「次条第一項第二号の二」を「次条第一項第二号の三」に改め、同項第五号中「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

附則第八条第一項第一号中「破綻金融機関と」を「破綻金融機関等と」に、「破綻金融機関等」を「破綻金融機関等」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。以下この条及び附則第十条において同じ。）は、移管措置について附則第十五条の四第六項の規定による内閣総理大臣のあっせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該移管措置を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該移管措置を講じ、当該移管措置により協定後勘定に移した資産及び負債に係る整理回収業務を行うこと。

附則第八条第一項第二号の二を同項第二号の三とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　承継協定銀行は、機構から附則第十条第七項に規定する措置を講ずることを求められた場合において、その求めに応ずることを機構に通知したときは、当該措置を講じ、その移した資産に係る整理回収業務を行うこと。

附則第八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　承継協定銀行は、第一号の二又は第二号の二の規定によりこれらの規定に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置に係る整理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

附則第八条第一項第五号中「前号」を「前二号」に改め、同項第七号中「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

附則第十条第一項第一号中「及び第百一条第七項」を「、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」に改め、同条第二項中「補てん」を「補塡」に改め、同条第四項中「及び第百一条第七項」を「、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」に、「破綻金融機関、」を「破綻金融機関、」に、「に規定する再承継により破綻金融機関若しくは承継銀行」を「若しくは附則第十五条の四第二項に規定する再承継により破綻金融機関、承継銀行若しくは承継協定銀行」に改め、同条第五項中「破綻金融機関又は」を「破綻金融機関又は」に、「に規定する再承継により破綻金融機関若しくは承継銀行」を「若しくは附則第十五条の四第二項に規定する再承継により破綻金融機関、承継銀行若しくは承継協定銀行」に改め、「第百一条第七項」の下に「及び附則第十五条の四第七項」を加え、同条に次の三項を加える。

7　機構は、附則第十五条の二第三項の規定によりみなして適用される第百二十九条第三項の規定により承継協定銀行の資産の買取りを行う旨の決定をする場合には、承継協定銀行に対し、機構による当該資産の買取りに代わって、当該資産を承継勘定（附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定をいう。以下この項において同じ。）から協定後勘定に移すとともに、その移した資産の額に相当する金額を協定後勘定から承継勘定に繰り入れる措置を講ずることを求めることができる。

8　機構は、前項の規定により同項の措置を講ずることを求めるときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の額に相当する金額、次条に規定する損失の補塡その他の当該措置に関する条件を定め、これを承継協定銀行に対して提示するものとする。

9　機構は、承継協定銀行から、第七項の規定による同項の措置の求めに応ずる旨の通知を受けたときは、直ちに、その措置の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

附則第十一条第一項中「預金」を「預金等」に改める。

附則第十五条の次に次の四条を加える。

（承継機能協定）

第十五条の二　内閣総理大臣は、機構に対し、協定銀行（機構の子会社である場合に限る。以下この条において同じ。）に被管理金融機関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させることを目的とする協定（以下この条において「承継機能協定」という。）を協定銀行と締結することを指示することができる。

2　機構は、前項の指示を受けた場合には、協定銀行と承継機能協定を締結するものとする。

3　承継機能協定を締結した協定銀行（以下「承継協定銀行」という。）については、承継銀行又は協定承継銀行とみなして、第五十条第二項、第九十一条（第一項第一号を除く。）、第九十二条（第一項を除く。）から第九十五条まで、第九十八条から第百条まで、第百二十九条及び第百三十三条から第百三十五条（第一項を除く。）までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　承継機能協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることとなる第九十四条第一項各号に掲げる事項を実施すること。

二　承継協定銀行は、機構が当該承継協定銀行の資産（第四号に規定する承継勘定に属するものに限る。）の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。

三　承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることとなる第九十八条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

四　承継協定銀行は、被管理金融機関から引き継いだ業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、被管理金融機関ごとに、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて整理すること。

五　承継協定銀行は、機構が次条第一項の規定により被管理金融機関の業務承継（被管理金融機関の業務を引き継ぎ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下附則第十五条の四までにおいて同じ。）に係る事業の経営管理を終えた場合において、当該被管理金融機関に係る承継勘定に属する資産があるときは、当該資産の額に相当する金額を機構に納付すること。

5　機構は、承継機能協定を締結したときは、直ちに、その承継機能協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（経営管理の終了等）

第十五条の三　機構は、承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、次に掲げる措置を講ずることにより承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終えることができない場合には、一年を限り、この期限を延長することができる。

一　承継協定銀行を当事者とする吸収分割（当該吸収分割により当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部を他の金融機関に承継させるものであつて、当該金融機関が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

二　承継協定銀行を当事者とする新設分割（当該新設分割により当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。）により設立された銀行（以下「新設分割設立銀行」という。）の合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

三　承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部の譲渡

四　新設分割設立銀行の株式の譲渡（当該譲渡により新設分割設立銀行が協定銀行子会社でなくなるものに限る。）